(医) 医理会柿添病院 事故防止対策マニュアル

H27. 5. 1 Ver. 6

1:事故防止対策規定

(目的)

第1条 この規定は、医療法人医理会における事故を防止し、安全かつ適切な医療体制を確立する為に必要な事項を定める。

(会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、医療安全管理指針に基づいて事故対策委員会及び危機管理 委員会を設置する。

(事故対策委員会)

第3条 事故対策委員会は、理事長が招集する事故対策委員によって構成される。 危機管理委員会からの通常の報告、提言等は、医療安全管理委員会がその任を代行する。

(召集事例)

- 第3条 事故対策委員会は、以下の事例において召集される。
 - 一、医療事故、医療過誤によって患者等が重体となる、もしくは死亡したとき。
 - 二、犯罪等により、警察へ届け出たとき。
 - 三、事故により周辺地域や公共機関等への対応が必要となったとき。
 - 四、その他危機管理委員会の要請により、理事長が必要と認める事例。

(事故対策委員会の任務)

第4条 事故対策委員会は、理事長の詰問に応じて所掌事務について調査審議するほか、所掌事 務について理事長へ建議する事ができる。

(事故対策委員会の所掌事務)

- 第5条 事故対策委員会は、次に揚げる事項を所掌する。
 - 一、事故防止策の検討および研究に関すること。
 - 二、事故の分析および再発防止策の検討に関すること。
 - 三、事故防止のための職員に対する指示に関すること。
 - 四、事故防止のために行う提言に関すること。
 - 五、事故発生防止のための啓発、教育、広報に関すること。
 - 六、医療訴訟に関すること。
 - 七、その他事故防止に関すること。

(参考人)

第6条 事故対策委員会は、必要と認めるときは、関係職員、関係業者、弁護士等有職者の出席 を求め、意見を聴取する事ができる。

(危機管理委員会)

第7条 事故防止対策を実効あるものとするため危機管理委員会を設置し、事故の原因分析や事 故防止の具体策等について調査する。

運営要領は別に定める。

(危機管理委員会の庶務)

第8条 危機管理員会の記録その他の庶務は委員会役員が行う。

(危機管理委員)

- 第10条 1、危機管理委員は原則、各課より1名以上とする。
 - 2、危機管理委員の任務は次の通りとする。
 - 一、各職場における医療事故の原因および防止方法ならびに業務体制の改善方法について の検討および提言。
 - 二、インシデントレポートの内容分析および必要事項の記入。
 - 三、危機管理委員会において決定した事故防止および安全対策に関する事項の所属職員へ の周知徹底とその他連絡調整。
 - 四、職員に対するインシデントレポートの積極的な提出の励行。
 - 五、医療安全推進のための研修に勤める。
 - 六、その他事故防止に関する必要事項。

(職員の責務)

第11条 職員は業務の遂行に当たって常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器、その 他、機器設備等の取り扱い、業者や見舞い客への対応に当たって事故の発生を防止する よう細心の注意を払わなければならない。

(インシデントレポート)

- 第12条 1、危機管理委員会は医療事故の防止に資するよう、インシデントレポートの報告を促進する為の体制を整備する。
 - 2、インシデント事例が発生したときは、当該事例を体験した職員は、別に定める「インシデントレポート」を積極的に提出するように勤め、今後の事故防止に資する。
 - 3、インシデントレポートは、危機管理委員を経由して、危機管理委員会に提出する。
 - 4、インシデントレポートを提出した者に対し、当該報告を提出した事を理由に不利益 処分を行ってはならない。
 - (付記) インシデントレポートに対する注意点。
 - ① 始末書ではない。
 - ② 懲罰の対象にならない。
 - ③ 事実のみ記載する。
 - ④ 主観的に書かない。
 - ⑤ 常に客観的に書く。
 - ⑥ 過剰な表現は禁止。
 - 5、インシデントレポートの様式は別紙に定める。

(事故報告)

- 第13条 1、職員は自己の行為で事故を引き起こしたときは、応急処置またはその手配、拡大防止 の措置および直属上司への報告、連絡等、所要の措置を講じた後、速やかに「事故報 告書」を提出しなければならない。
 - 2、事故報告書の様式は別紙に定める。